

○多摩市民生委員推薦会規則

昭和46年10月28日規則第39号

改正

平成25年9月27日規則第62号

多摩市民生委員推薦会規則

(目的)

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）第7条の規定に基づき、多摩市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 推薦会は、次に掲げる委員7人以内をもって組織する。

- (1) 市議会の議員 1人以内
- (2) 民生委員 1人以内
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者 1人以内
- (4) 社会福祉関係団体の代表者 1人以内
- (5) 教育に関係のある者 1人以内
- (6) 関係行政機関の職員 1人以内
- (7) その他市長が特に適任であると認める者 1人以内

(委員長の任期)

第3条 推薦会の委員長の任期は、委員の任期による。

(幹事及び書記)

第4条 推薦会に幹事1人及び書記若干名をおき、市長が命ずる。

(招集)

第5条 委員長は、推薦会の会議を招集しようとするときは、招集の日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(民生委員の推薦)

第6条 委員長は、市長から民生委員の欠員及び任期満了の通知を受けたときは、推薦会を招集し、民生委員を推薦しなければならない。

(会議の非公開)

第7条 推薦会の会議は、公開しない。

附 則

この規則は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第62号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。